

3 関係地区
 熊本県球磨郡水上村・多良木町・湯前町・あさぎり町・錦町・球磨村・相良村・五木村・山江村、人吉市、八代郡泉村・坂本村、芦北郡芦北町及び八代市

4 制限又は条件
 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第7号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県水俣市及び芦北郡芦北町地先

点の位置

甲 水俣市日当橋南端

乙 水俣市水俣川左岸幸橋下流側取付基部

丙 甲と乙を見通した線から甲を基点として右へ96度56分の線が水俣川左岸と交わるところ

漁場の区域

第5種共同漁業

水俣川本流 甲と乙を結んだ線から上流の水俣川本流

支流及び小支流等

湯出川 本流合流点から上流の湯出川

野川川 湯出川合流点から上流の野川川

茂川川 " 茂川川

芦刈川 " 芦刈川

頭石川 " 頭石川

久木野川 本流合流点から上流の久木野川

内野川 " 内野川

宝川内川 久木野川合流点から上流の宝川内川

桜川 " 桜川

大浦川 " 大浦川

寒川川 " 寒川川

寺床川 " 寺床川

石坂川川 本流合流点から上流の石坂川川

第1種共同漁業

甲と丙を結んだ線から上流の水俣市陣内二丁目水俣川潮止までの区域

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第1種共同漁業	
あおのり	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ)	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
てながえび	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県水俣市

4 制限又は条件

公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内共第8号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町地先

点の位置

甲 熊本県漁場基点内第1号(小国町黒瀬字芋生野5359番地の1に設置した標柱)

乙 熊本県漁場基点内第2号(大分県日田郡天瀬町大字出口字井川3783番に設置した標柱)

漁場の区域

杖立川本流 甲と乙を結ぶ線から小国町大字宮原上田川(仁瀬川)と田原川の合流点までの区域

支流及び小支流等

峽川 本流合流点から上流の峽川

北里川 峽川合流点から上流の北里川

赤水川 北里川合流点から上流の赤水川

山川 " 山川

倉本川	峽川合流点から上流の倉本川
宇土谷川	" 宇土谷川
立平川	" 立平川
樅木川	本流合流点から上流の樅木川
別所川	樅木川合流点から上流の別所川
万城寺川	小園川合流点から上流の万城寺川
小園川 (名原川)	樅木川合流点から上流の小園川
蛭石川 (後谷川)	小園川合流点から上流の蛭石川
中原川	本流合流点から上流の中原川
蓬来川	中原川合流点から上流の蓬来川
滴水川	蓬来川合流点から上流の滴水川
木村川	" 木村川
湯田川	中原川合流点から上流の湯田川
志賀瀬川	本流合流点から上流の志賀瀬川
馬場川	志賀瀬川合流点から上流の馬場川
田中川	" 田中川
満願寺川 (吉原川)	" 満願寺川
星和川	" 星和川
田原川	仁瀬川合流点から上流の田原川
上田川 (仁瀬川)	田原川合流点から上流の上田川
小田川	" 小田川
芳川	" 芳川

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
あゆ	毎年総会で決定した日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
はえ (おいかわ)	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

3 関係地区

熊本県阿蘇郡小国町及び南小国町

4 制限又は条件

(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 次の区域においては、日田漁業協同組合の入漁を拒んではならない。

区域 甲と乙を結んだ線と熊本県小国町大字下城字杖立3322-2番地の標柱と大分県日田郡天瀬町大字出口字玉ノ木4205-2の標柱とで挟まれた区域

漁場計画番号 内共第9号

1 漁場の位置及び漁場の区域

漁場の位置

熊本県八代郡竜北町大字網道地先

漁場の区域

第5種共同漁業

八代郡竜北町大字網道41番地先八間川下橋から下流の八間川(ただし、不知火干拓地内の八間川を除く)

2 漁業の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の時期
第5種共同漁業	
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

3 関係地区

熊本県八代郡竜北町

4 制限又は条件

(1) 公益事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) かんがい及び排水に支障を及ぼしてはならない。